

# 1 認 定

## ○公務上の災害の認定基準について

(平成15年9月24日地基補第153号)  
(各支部長あて理事長)

第1次改正 平成16年4月19日地基補第104号

第2次改正 平成22年7月1日地基補第168号

昭和48年12月1日以降発生した事故に起因する災害の公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上外の認定については、平成15年10月1日以降、地方公務員災害補償法施行規則（以下「施行規則」という。）によるほか、下記の基準により取り扱うこととしたので、その処理に遺漏のないようにしてください。

なお、「公務上の災害の認定基準について」（昭和48年11月26日地基補第539号）及び「「公務上の災害の認定基準について」の取扱いについて」（昭和53年11月1日地基補第588号）については、廃止するのでご了知ください。

### 記

#### 1 公務上の負傷の認定

次に掲げる場合の負傷は、原則として、公務上のものとする。ただし、(1)に該当する場合においても、故意又は本人の素因によるもの、天災地変によるもの（天災地変による事故発生の危険性が著しく高い職務に従事している場合及び天災地変による罹災地への当該罹災地以外の地域から出張した場合におけるものを除く。）及び偶発的な事故によるもの（私的怨恨によるものを含む。）と明らかに認められるものについては、この限りでない。

##### (1) 次に掲げる場合に発生した負傷

ア 通常又は臨時に割り当てられた職務（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条の規定による研修（一般地方独立行政法人にあっては、これに準じる研修をいう。）及び同法第42条の規定による職員の保健のための健康診断（一般地方独立行政法人にあっては、これに準じる健康診断をいう。）の受診を含む。）を遂行している場合（出張の期間中の場合を除

- く。) (第1次改正・一部)
- イ 職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為（公務達成のための善意による行為を含む。）を行っている場合
- ウ 勤務時間の始め又は終わりにおいて職務の遂行に必要な準備行為又は後始末行為を行っている場合
- エ 勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為を行っている場合
- オ 非常災害時において勤務場所又はその附属施設（公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎を含む。）を防護する行為を行っている場合
- カ 出張又は赴任の期間中である場合（次に掲げる場合を除く。）
  - (ア) 合理的な経路又は方法によらない順路にある場合
  - (イ) (ア)に該当する場合以外の場合において、恣意的行為を行っているとき
  - (ウ) 出張先の宿泊施設が地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する住居としての性格を有するに至った場合において、当該宿泊施設内にあるとき又は当該宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上にあるとき
- キ 次に掲げる出勤又は退勤（住居（(イ)の場合にあっては、職員の居場所を含む。）又は勤務場所を始点又は終点とする往復行為をいう。以下同じ。）の途上にある場合（合理的な経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは早退の状態にある場合を除く。）
  - (ア) 公務運営上の必要により特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上
  - (イ) 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は当該退勤の途上
  - (ウ) 午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上
  - (エ) 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
  - (オ) 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務につくため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上
  - (カ) 引き続いて24時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上

- (キ) 地方公務員法第24条第6項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日及びこれに相当する日（地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）にあっては、地方独立行政法人が定める勤務を要しない日及びこれに相当する日をいう。以下「勤務を要しない日」という。）に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上（第1次改正・一部）
- (ク) 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に特に勤務することを命ぜられた場合（交替制勤務者等でその日に当然に勤務することとなっている場合を除く。）の出勤又は退勤の途上
- (ケ) 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなった場合（交替制勤務者等にあっては、その日前1週間以内に変更された場合に限る。）の出勤又は退勤の途上
- (コ) (ア)から(ケ)までに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上
- ク 地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者（地方独立行政法人にあっては、当該地方独立行政法人の理事長。以下同じ。）が計画し、実施したレクリエーション又は任命権者が地方公務員等共済組合法に基づく共済組合若しくは職員の厚生福利事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同して行ったレクリエーションに参加している場合（2以上の任命権者が共同して行った運動競技会に代表選手として当該任命権者から指名されて参加している場合を含む。）その他任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーションに参加している場合（第1次改正・一部）
- (2) 次に掲げる場合に発生した負傷で、勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によるものと認められるもの（(1)のアからカまでに該当する場合のものを除く。）
- ア 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき（(1)のキの(ア)に該当する場合を除く。）
- イ 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合
- ウ 休息时间又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場

合

- (3) 公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎において、当該宿舎の不完全又は管理上の不注意によって発生した負傷
- (4) 職務の遂行に伴う怨恨<sup>えん</sup>によって発生した負傷
- (5) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな負傷

## 2 公務上の疾病の認定

- (1) 施行規則別表第1第1号に該当する疾病は、次に掲げる場合の疾病とする。
  - ア 負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した場合
  - イ 負傷した当時、疾病の素因はあったが発病する程度でなかった者が、その負傷により、その素因が刺激されて発病した場合
  - ウ 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晩発病する程度であった者が、その負傷により、発病の時期を著しく早めた場合
  - エ 負傷した当時、既に発病していた者が、その負傷により、その疾病を著しく増悪した場合
- (2) 施行規則別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病の取扱いについては、次によるものとする。(第2次改正・一部)
  - ア 施行規則別表第1第2号から第9号まで(同表第2号の13、第3号の5、第4号の9、第6号の5及び第7号の12を除く。)に掲げる疾病は、当該疾病に係る同表の業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因になるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務上のものとして取り扱うものとする。(第2次改正・一部)
  - イ 施行規則別表第1第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる「これらに付随する疾病」並びに同表第9号に掲げる「これに付随する疾病」とは、それぞれ当該各号の疾病に引き続いて発生した続発性の疾病その他当該各号の疾病との間に相当因果関係が認められる疾病をいう。  
(第2次改正・一部)

なお、同表第3号の「これらに付随する疾病」には、同号の3の手指、前腕等の運動器障害に付随して起こる粘液のうの疾患が含まれるものとする。

ウ 施行規則別表第1第2号の5の「基金の定める電離放射線」とは、次に掲げる粒子線又は電磁波をいう。

- (ア) アルファ線、重陽子線及び陽子線
- (イ) ベータ線及び電子線
- (ウ) 中性子線
- (エ) ガンマ線及びエックス線

エ 施行規則別表第1第2号の8の「熱中症」には、日射病及び熱射病が含まれる。

オ 暑熱な場所における業務に従事したために生じた心臓肥大、寒冷な場所における業務に従事したために生じた関節炎及びじん炎並びに坑内その他の暗所における業務に従事したために生じた眼球震とう症は、施行規則別表第1第2号の13に該当する疾病として取り扱うものとする。

カ 施行規則別表第1第4号の1の「基金の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）」は、別表の左の欄に掲げる単体たる化学物質又は化合物とし、同号の1の「基金の定めるもの」は、同欄に掲げる単体たる化学物質又は化合物に応じ、それぞれ同表の右の欄に掲げる症状又は障害を主たる症状又は障害とする疾病とする。

キ 超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた気管支又は肺の疾患は、施行規則別表第1第4号の9に該当する疾病として取り扱うものとする。（第2次改正・一部）

ク 施行規則別表第1第5号の「基金の定めるじん肺の合併症」は、じん肺と合併した次に掲げる疾病とする。

- (ア) 肺結核
- (イ) 結核性胸膜炎
- (ウ) 続発性気管支炎
- (エ) 続発性気管支拡張症
- (オ) 続発性気胸
- (カ) 原発性肺がん

(3) 次に掲げる疾病は、施行規則別表第1第10号に該当する疾病とする。(第2次改正・一部)

ア 伝染病又は風土病に罹患する虞のある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病

イ 健康管理上の必要により任命権者が執った措置（予防注射及び予防接種を含む。）により発生した疾病

ウ 公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舍の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病

エ 次に掲げる場合に発生した疾病で、勤務場所又はその附属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの

(ア) 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき

(イ) 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合

(ウ) 休息时间又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合

オ 職務の遂行に伴う怨恨<sup>えん</sup>によって発生した疾病

カ 所属部局の提供する飲食物による食中毒

キ アからカまでに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病

### 3 公務上の障害又は死亡の認定

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡は、公務上のものとする。